



# にこにこスマイル通信

発行/ しゅはら鍼灸整骨院 〒621-0043 京都府亀岡市千代川町小林西芝 92-1  
0771-25-8587 ホームページ <http://www.niconico-smile.com>



こんにちは、院長の主原です。毎月、生活に役立つ情報が満載の「にこにこスマイル通信」を院内で配布させていただいてますが、当院ホームページ（しゅはら鍼灸整骨院で検索してください）からも、最新号およびバックナンバーが印刷していただけるようになりました。ぜひ、ご利用くださいね！ さて、気がつけば2010年も終わりに近づいてきましたね。本当に月日が経つのは早いものです。12月は「師走」といわれます。そもそも「師走」の語源は“12月は僧侶（師）がお経をあげるために東西を馳せる月”であったため「師馳す（しはす）」と呼ばれ、そこからきたそうです。

**健康保険について：**整骨院で健康保険が適用されるには、捻挫、打撲、挫傷（肉ばなれ）、骨折、脱臼と判断された場合や、筋肉、関節、骨のケガで原因がはっきりしている場合です。できるだけ負傷原因をくわしくお伝えくださいますようご協力お願いします。また、工作中および通勤途中のケガは労災保険、交通事故は自賠責保険の適用になります。また、領収書は原則毎回発行いたしますが、不要の方、一年単位で発行を希望される方はお申し出ください。

**むち打ち治療協会からお知らせ：**冬は凍結や雪が降ります。安全の為、早目のスタッドレスタイヤへの交換をお勧めします。当院はむち打ち治療の専門家として、一般社団法人「むち打ち治療協会」（<http://www.mutiuti.jp>）の会員です。ご自身やご家族、お知り合いの方で交通事故によるケガでお困りの方がありましたら、お気軽に当院にご相談下さい。

**年末年始休診日のお知らせ** 12月28日(火)午後～1月4日(火)まで休診させていただきます。年末は28日(火)午前中まで年始は5日(水)より診療いたします。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしく願います。

## 今日は何の日…？

～話のネタで使えるちょっとした雑学～

## 徳川綱吉が16万坪の犬小屋を作った日

『**生類憐みの令**』を皆さんはご存知ですか？ これは江戸幕府5代将軍**徳川綱吉**が1687年に出した生き物を愛護するための法令です。当時、この法令の違反者には死罪・遠島などの極刑が科されたことから、江戸期の中でも特に有名な法令の1つです。

実はこの法令を出した綱吉は、自身が成年生まれということもあって特に犬を大切に、**犬公方**というあだ名もありました。そして、**1695年12月5日**には現在の東京都中野区に**16万坪**（東京ドーム11.4個分の広さ）の**犬小屋**を作り、約4万匹の犬を入れました。さらに、犬一匹の工サとして毎日お米を三合、みそ、魚などを与えてまさに至れり尽くせり、年間3万両を超えるその負担は江戸や関東の庶民がしていたため、この法令は**“人々を悩ます悪法”**と当時いわれていました。しかし、現代の歴史学者らの間では**“必ずしもこ**



の法令は悪法ではなかったのでは”という見直し論も挙がっています。



その理由として、この時代は人口の増加とともに“生ゴミ”が増え、それを工サとして約10万匹近い野犬がいたため、たびたび野犬に襲われる被害も起きていました。しかし、この法令で約4万匹を犬小屋に入れたところ、こういった事故が激減したそうです。また、この法令では動物とあわせて**“捨て子や行き倒れの人も保護する”**といったことも含まれていました。当時は捨て子があまり罪悪視されておらず、また病人や老人は山に捨てるという風習もあったため、そういったことを綱吉は一掃しようとしたのではないかという説もあります。

現代では**「動物愛護法」**や**「児童福祉法」**などの制度もありますから、綱吉の考えは今に通じる先見的なものがあったのではないのでしょうか。